

(続紙 1)

京都大学	博士 (法 学)	氏名	奥 忠憲
論文題目	フランス公務員参加法に関する考察—憲法上の基礎と法制度上の実像を対象として—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、フランス公務員参加法につき、その憲法上の基本原理である官公吏関係法令規律原理と労働者参加原理を考察するものである。</p> <p>第1章から第3章までの第1部は、両原理を検討するものである。第1章では、官公吏の権利義務等を法令で定めることを求める官公吏関係法令規律原理を確認している。第三共和政期に学説と判例において確立した同原理は、続くヴィシー政府以降は法定化されている。</p> <p>第2章においては、労働者参加原理を確認している。同原理は、個人の自律性や実質的平等を保障するために民主政原理に基づく労働者の参加を保障するものとして、第四共和政憲法前文第8段において確立した。同憲法の制定議会では、同原理に基づく公務員の参加が彼らの有する具体的な知見の利用につながることで指摘された。憲法院は、同原理に基づく違憲審査において憲法34条を理由として立法府に広範な裁量を認めている。</p> <p>第3章では、以上の官公吏関係法令規律原理と労働者参加原理を検討している。その結果、以下のような特徴を指摘している。まず、前者の法令規律原理について、第1に、同原理は法令を通じた官公吏の権利保障と一般利益の保障を求めるものであること、第2に、フランスでは財政民主主義原理が明示的に同原理の基礎とされているわけではないこと、第3に、現代政治制度において、同原理を前提とすると官公吏の権利利益の保障が大きく動揺しうると評価できること、である。</p> <p>次に、後者の労働者参加原理の特徴として、第1に、同原理が公務員法においても適用されていること、第2に、同原理は、労働基本権の基礎に自己決定の理念や手続保障の意義を指摘する日本の議論とも共通すること、第3に、公務員の有する具体的な知見の利用を同原理に基づく公務員の参加の意義とする指摘からは、こうした知見を一種の専門性であるとする議論にも見受けられる考え方を確認できること、第4に、公務員の参加が発展した歴史上の要因のひとつとして、国家と組合との間の対立関係が次第に解消されていった点にも留意すべきであること、第5に、前述の政治制度の現状において官公吏の権利利益を擁護するためのものとして公務員の参加を評価できること、第6に、公務員参加の保障において広範な立法裁量を認容するという点は、日本の議論とも共通すること、を指摘しうる。</p> <p>ところで、両原理の調整のあり方について広範な立法裁量が認められていることから、両原理が実際にはどのように法制度化されるものと考えられているのかを明らかにする必要がある。この点が、第4章と第5章からなる第2部の課題である。</p> <p>第4章では、公務員参加法の制度や議論を確認している。一方で労働者参加原理から、労使間の交渉や合意における公務員代表の代表性が保障されているが、他方で官公吏関係法令規律原理からして、こうした合意等には法的効力が認められていない。</p>			

こうした効力の付与につき、官公吏関係法令規律原理における法令制定権を受けた慎重な議論がなされている。

第5章では、これらの法制度や議論を検討し、以下のような点を指摘する。第1に、近年においては、伝統的な枠組を転換して公務員の参加を保障する大規模な改革がなされていること、第2に、こうした近年の改革は、選挙における民意から公務員の権利利益を擁護するためのものと評価できること、第3に、フランスの法制度や議論からは、官公吏関係法令規律原理を十分に尊重しようとする姿勢を看取できること、である。

結論においては、以上から得ることのできる示唆と今後の課題を指摘している。すなわち、示唆として、第1に、フランスの近年の改革においても官公吏関係法令規律原理が依然として尊重されていること、第2に、公務員が勤務条件等の決定過程に参加することを保障すべきとするものとして公務員法における労働者参加原理が理解されていること、第3に、日仏両国の現代政治制度においては、そこで重視されている選挙における民意に対するものとして、公務員の参加や労働基本権を保障することが求められること、第4に、日本の公務員法における労使間の交渉と合意も、法令等を通して関係公務員全体に適用されることから、公務員代表選挙等の方法によって公務員代表の代表性を保障すべきであること、がある。

課題として、第1に、現代の政治制度において公務員参加法制度改革が公務員法制度改革全体に与える影響について明らかにするために、公務員参加法制度以外の公務員法制度についても研究していかなければならないこと、第2に、争議権をはじめとした公務労使関係における他の権利の保障についても考察すべきであること、第3に、日本の議論や法制度についても検討を進め、日本の法制度を憲法原理から構想することが課題となること、第4に、今後における憲法院判決と法制度改革の動向を注視する必要があることが挙げられる。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、フランス公務員法における参加の問題について、日本の勤務条件法定主義に対応する原理である官公吏関係法令規律原理と、労働者参加原理との相克の観点から、学説や法令の変遷を詳細に跡付けつつ検討を行うものであり、堅実なアプローチに基づく優れた水準の業績であると評価できる。

第一に、官公吏関係法令規律原理について、第三共和政下の学説や判例の展開を丹念にたどり、また、当時発展途上にあった公務員組合の実情をも検討の射程に入れることにより、官公吏関係法令規律原理が、急進的な組合の伸長を抑制するとともに、公務員の権利義務を保障するという両義性を有していたことを明らかにしている。

第二に、労働者参加原理については、それが、20世紀前半において資本主義の矛盾が顕在化する中で台頭した社会的デモクラシー論を背景に第四共和制憲法によって採用され、さらにそれが公務員法制にも適用されたという経緯があること、及びその具体化として労使代表型諮問機関法制が発達してきていることを丹念に整理している。

第三に、21世紀に入ってから公務員参加制度の改革の経緯を詳細にたどり、官公吏組合と政府当局との間で締結される協定の効果について規定が置かれたことや、労使代表型諮問機関法制の改革が行われたことを肯定的に評価する。また、官公吏関係法令規律原理と参加制度との調整を考える際の核心的な問題として、協定への法的効力の付与の問題を考察する。本論文は、こうした制度改革の意義として、特に、選挙における多数派の意思から公務員の権利利益を適切に擁護するという点を重視している。

以上のような点は、日本の公務員法制を考察する際にも示唆を与える。とりわけ、多数決主義的な政治傾向と参加原理との対抗関係に関する指摘は、ポピュリズム的な観点に流されがちな日本の近年の公務員法制の状況に照らしても示唆的であり、重要な指摘であろう。

もともと、本論文には課題も残されている。まず、上記のような制度が形成されてきた歴史的展開については、その性格上、法理論や判例・法令に加え、広く政治状況や社会の領域における背景事情や議論状況をも踏まえつつ考察することによってその実相が解明されうるところ、本論文の考察はこうした点には十分及んでいない。また、日本国憲法の解釈論に対する具体的な示唆を得るためには、さらなる検討を要する点がある。とはいえ、これらの問題は、いずれも今後の研究の進展によって、検討が深められることが期待できる。

以上の点により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成29年2月8日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。